

## 国際裁判管轄法制に関する中間試案

### 第1 人に対する訴え等についての管轄権

#### 1 人に対する訴え

人に対する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 被告の住所が日本国内にあるとき。

イ 被告の住所がない場合又は住所が知れない場合において、被告の居所が日本国内にあるとき。

ウ 被告の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被告が訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

#### 2 大使、公使等に対する訴え

大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えは、上記1アからウまでのいずれにも該当しない場合においても、日本の裁判所に提起することができるものとする。

#### 3 法人その他の社団又は財団に対する訴え

① 法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その事務所又は営業所がない場合又はその所在地が知れない場合において、その代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

### 第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

#### 1 契約上の債務の履行の請求に係る訴え

① 契約上の債務の履行の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本

の裁判所に提起することができるものとする。

ア 当事者が契約において定めた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

イ 当事者が契約において選択した地の法によれば、当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

- ② 契約上の債務に関連して行われた事務管理又は生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関連する請求に係る訴え（上記①の訴えを除く。）は、原告が上記①の規律により当該契約上の債務の履行の請求に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

## 2 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

## 3 財産権上の訴え

① 財産権上の訴えは、請求の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 【甲案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

### 【乙案】

ア 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

イ 外国裁判所が、差し押さえることができる被告の財産が当該外国に所在することのみにより、その管轄権を行使した場合には、その外国裁判所の確定判決は効力を有しないものとする。

【丙案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、原告の申立てにより日本国内に所在する被告の財産に対し仮差押えがされているときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(注)

上記①②の規律のほか、「財産権上の訴えは、請求の担保の目的の所在地が日本

国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。」との規律の当否についても、なお検討する。

#### 4 事務所又は営業所を有する者等に対する訴え

- ① 日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 日本国内において事業を継続してする者に対する訴えでその者の日本における業務に関するもの（上記①の訴えを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

#### 5 社団又は財団に関する訴え

- ① 会社法第7編第2章に規定する訴え（同章第4節及び第6節に規定する訴えを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。
- ② 民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴え（上記①の訴えを除く。）は、社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、社団又は財団が法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

#### 6 不法行為に関する訴え

不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、加害行為の結果が発生した地のみが日本国内にある場合において、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

（注）

「不法行為があった地」とは、加害行為が行われた地と加害行為の結果が発生した地の双方を意味する。

#### 7 不動産に関する訴え

不動産に関する訴えは、不動産の所在地が日本国内にあるときは、日本

の裁判所に提起することができるものとする。

## 8 登記又は登録に関する訴え

登記又は登録に関する訴えは、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

(注)

知的財産権の登録に関する訴えは、登記又は登録に関する訴えに含まれる。

## 9 相続に関する訴え

① 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき。

イ 相続開始の時ににおける被相続人の住所がない場合又は住所が知れない場合において、相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本国内にあるとき。

ウ 相続開始の時ににおける被相続人の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

② 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記①の訴えに該当しないものは、上記①アからウまでに掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(第2についての後注)

債務不存在確認の訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

## 第3 管轄権に関する合意等

### 1 管轄権に関する合意

① 当事者は、第一審に限り、訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を合意により定めることができるものとする。ただし、その合意が外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定めるものである場合において、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、この限りでないものとする。

- ② 上記①の合意（以下「管轄権に関する合意」という。）は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じないものとする。
- ③ 管轄権に関する合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

## 2 応訴による管轄権

被告が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないと抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は、管轄権を有するものとする。

## 第4 個別分野の訴えについての管轄権

### 1 海事に関する訴え

- ① 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えは、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 【甲案】海難救助に関する訴えは、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。  
【乙案】海難救助に関する訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

(注)

船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、特段の規律を置くか否かについて、第2の3（注）における検討も踏まえ、なお検討する。

### 2 知的財産権に関する訴え

知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えは、その登録の地が日本であるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

(注)

知的財産権の侵害訴訟等については、特段の規律を置かないものとする。

### 3 消費者契約に関する訴え

- ① 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者から事業者に対する訴えは、

【甲案】訴えの提起の時又は当該消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所

【乙案】当該消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所

が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

- ② 消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、第1の1又は2の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 消費者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ 消費者と事業者との間の民事上の紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

- ③ 消費者と事業者との間の民事上の紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ【甲案】消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所がある国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。）であるとき。

【乙案】第2の規律により管轄権を有することとなる事由及び消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所が特定の国にある場合において、その国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。）であるとき。

【丙案】③においては、ア及びウ以外に合意が効力を有する場合を定め  
ないものとする。

ウ 消費者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に  
訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴え  
を提起した場合において、消費者が管轄権に関する合意に基づきその  
裁判所が管轄権を有しないと抗弁を提出したとき。

#### 4 労働関係に関する訴え

① 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者  
と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛  
争」という。）に係る労働者から事業主に対する訴えは、当該個別労働  
関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地を特定でき  
ない場合にあつては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本  
国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 個別労働関係民事紛争に係る事業主から労働者に対する訴えは、第1  
の1又は2の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合  
においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することがで  
きるものとする。

ア 労働者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないと  
の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続にお  
いて申述をしたとき。

イ 個別労働関係民事紛争について日本の裁判所に訴えを提起すること  
ができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

③ 労働者と事業主との間の個別労働関係民事紛争を対象とする管轄権に  
関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ 労働者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に  
訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴え  
を提起した場合において、労働者が管轄権に関する合意に基づきその  
裁判所が管轄権を有しないと抗弁を提出したとき。

(注)

労働審判法第2条は国内土地管轄について規定しているところ、労働関係の訴  
えに関する国際裁判管轄の規律は、同法第22条第1項により訴えの提起があつ  
たものとみなされる場合に適用されるものとする。

## 第5 併合請求における管轄権

- ① 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。
- ② 被告は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する日本の裁判所に反訴を提起することができるものとする。
- ③ 数人からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。
- ④ 上記①若しくは③の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求に係る訴えについて、
  - 【甲案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき
  - 【乙案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき、又は外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める管轄権に関する合意があるときは、上記①から③までの規律は適用しないものとする。

(第5についての後注)

訴訟参加、訴訟引受及び訴訟告知については、特段の規律を置かないものとする。

## 第6 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、第1から第5までの規律によって日本の裁判所に訴えを提起することができる場合においても、事案の性質、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、当

事者間の衡平を害し、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

(第6についての後注)

緊急管轄については、規律を設ける必要性の有無、規律を設けるとした場合の具体的な規律の内容について、なお検討する。

## 第7 適用除外

第1, 第2(5①及び8を除く。), 第3, 第4(2を除く。)及び第6の規律は、日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある訴えについては、適用しないものとする。

## 第8 国際訴訟競合に関する規律

### 【甲案】

#### 【A案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

#### 【B案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができないものとする。

### 【乙案】

**国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。**

(注)

上記甲案のA案においては、(i)不服申立てのあり方(中止の申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうか)、(ii)中止決定の取消しに関する規律の要否(中止決定の取消しについての規律を設けるかどうか、中止決定の取消しについて当事者の申立権を認めるかどうか)、(iii)中止決定の取消しに関する不服申立てのあり方(中止取消決定に対する不服申立てを認めるかどうか、中止決定の取消しの申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうか。)等について、なお検討を要する。

## **第9 保全命令事件に関する規律**

**保全命令の申立ては、本案の訴えを提起することができる裁判所が日本の裁判所であるとき又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にすることができるものとする。**

(全体についての後注)

第2の4②、9②、第4の3①、4①等の各規律により日本の裁判所に訴えを提起できる場合の国内土地管轄の規律については、なお検討する。